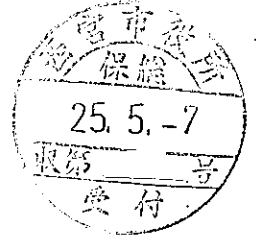


薬食発0430第2号
平成25年4月30日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿



厚生労働省医薬食品局長
(公 印 省 略)

薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第14項に規定する指定薬物の指定等については、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）にて定めているところである。

今般、薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（平成25年厚生労働省令第64号）が別添のとおり平成25年4月30日に公布されたので、貴職におかれては、下記事項について御了知の上、関係各方面に対する周知徹底及び適切な指導方御配慮願いたい。

記

1. 指定薬物の指定

（1）新たに指定された物質

次に掲げる27物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定したこと。

- ① N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ② N—(1—アダマンチル)—1—(5—フルオロペンチル)—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ③ 1—アダマンチル (1—ペンチル—1 H—インドール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ④ 1—アダマンチル {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1 H—インドール—3—イル} メタノン及びその塩類
- ⑤ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—(4—フルオロベンジル)—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑥ N—(1—アミノ—3, 3—ジメチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インドール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑦ N—(1—アミノ—3—メチル—1—オキソブタン—2—イル)—1—ペンチル—1 H—インダゾール—3—カルボキサミド及びその塩類
- ⑧ 2—(エチルアミノ)—1—フェニルブタン—1—オン及びその塩類
- ⑨ キノリン—8—イル=1—ペンチル (1 H—インドール)—3—カルボキシラート及びその塩類
- ⑩ N, N—ジエチル—4—ヒドロキシトリプタミン及びその塩類
- ⑪ 1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン及びその塩類
- ⑫ 2—(ジフェニルメチル) ピロリジン及びその塩類
- ⑬ 2—(ジメチルアミノ)—1—(4—メチルフェニル) ブタン—1—オン及びその塩類
- ⑭ 2—(ジメチルアミノ)—1—(3, 4—メチレンジオキシフェニル) プロパン—1—オン及びその塩類
- ⑮ ナフタレン—1—イル (1—ペンチル—1 H—ピロール—3—イル) メタノン及びその塩類
- ⑯ 2—(ピロリジン—1—イル)—1—(チオフェン—2—イル) ペンタン—1—オン及びその塩類
- ⑰ 1—フェニル—2—(ピロリジン—1—イル) ブタン—1—オン及び

その塩類

- ⑱ [5-(2-フルオロフェニル)-1-ペンチル-1H-ピロール-3-イル] (ナフタレン-1-イル) メタノン及びその塩類
- ⑲ [1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-イル] (ピリジン-3-イル) メタノン及びその塩類
- ⑳ 1-(4-ブロモフェニル)-2-(メチルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類
- ㉑ 2-メチルアミノ-1-(チオフェン-2-イル) プロパン及びその塩類
- ㉒ 2-(メチルアミノ)-1-フェニルペンタン-1-オン及びその塩類
- ㉓ 2-(メチルアミノ)-1-(4-メチルフェニル) ブタン-1-オン及びその塩類
- ㉔ 2-(メチルアミノ)-1-(3,4-メチレンジオキシフェニル) ペンタン-1-オン及びその塩類
- ㉕ 5,6-メチレンジオキシインダン-2-アミン及びその塩類
- ㉖ 1-(4-メトキシフェニル)-2-(ジメチルアミノ) プロパン-1-オン及びその塩類
- ㉗ (2-ヨード-5-ニトロフェニル) {1-[(1-メチルピペリジン-2-イル)メチル]-1H-インドール-3-イル} メタノン及びその塩類

※上記27物質のうち、⑭及び⑳の2物質は、海外で流通が確認されているが国内での流通は確認されていない物質である。

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物(ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。)は指定薬物であり、規制の対象となること。

2. 医療等の用途の規定

上記1. に示した物質について、次に掲げる用途を法第76条の4に規定する医療等の用途として定めたこと。

(1) 次に掲げる者における学術研究又は試験検査の用途

① 国の機関

② 地方公共団体及びその機関

③ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第4項に規定する大学共同利用機関

④ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

(2) 法第69条第4項に規定する試験の用途

(3) 法第76条の6第1項に規定する検査の用途

(4) 犯罪鑑識の用途

(5) (1) から (4) までに掲げる用途のほか、以下の表の左欄に掲げる物にあつては、右欄に掲げる用途

1—(2, 3—ジクロロフェニル) ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
2—(ジフェニルメチル) ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
ナフタレン—1—イル (1—ペンチル—1H—ピロール—3—イル) メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合一限る。）
(2—ヨード—5—ニトロフェニル) {1—[(1—メチルピペリジン—2—イル) メチル]—1H—インドール—3—イル} メタノン、その塩類及びこれらを含む物	学術研究又は試験検査の用途（ただし、第1号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合一限る。）

(6) (1) から (5) までに掲げる用途のほか、厚生労働大臣が人の身体に

対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

3. 施行期日

公布の日（平成25年4月30日）から起算して30日を経過した日（平成25年5月30日）から施行すること。